

## 宮城県環境影響評価条例における震災特例措置について(案)

宮城県環境生活部環境対策課

## 1 震災特例措置の概要

東日本大震災による災害復旧又は防止のために緊急に実施する必要がある復興整備事業については、環境影響評価手続について県条例の規定を適用しないものとする。

## 2 環境影響評価条例における現行の適用除外規定

## 環境影響評価条例 (抜粋)

第 62 条 この条例は、災害の復旧又は防止のために緊急に実施する必要があると知事が認める事業については、適用しない。

2 この条例の規定(第 8 章の規定を除く。)は、法に基づいて環境影響評価が行われる対象事業については適用しない。

条例第 62 条第 1 項では、「この条例は、災害の復旧又は防止のために緊急に実施する必要があると知事が認める事業については、適用しない」としている。

この条例の規定を受けて、規則では災害対策基本法に定める事業や既存市街地での復旧事業を規定しているが、この中には高台移転等の新たな土地の開発を伴うような事業は含まれていない。

このため、高台移転等の事業についても適用除外とするため、規則で具体的に定めるものとする。

## 3 震災特例措置の対象とする事業

今回の災害からの復旧・復興を迅速に進めるために、既に条例の適用除外とされている事業以外で、「災害復旧又は防止のために緊急に実施する必要があると知事が認める事業」を規則で追加規定する。

## (1) 対象事業

## 対象事業

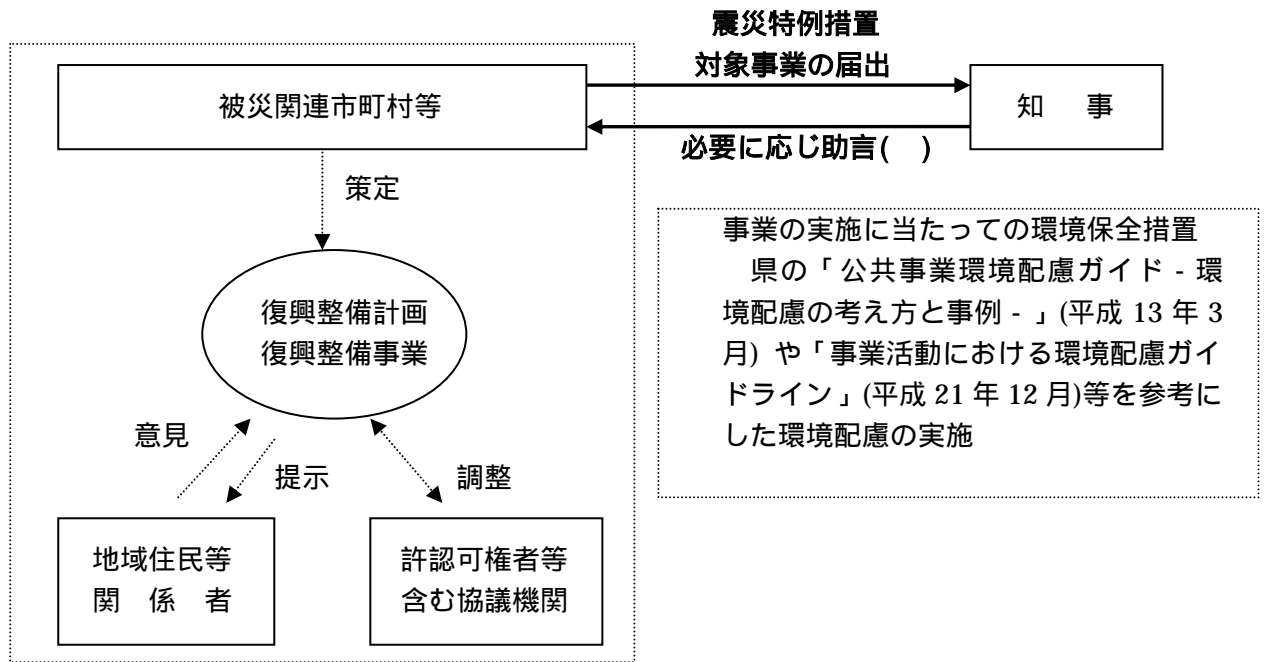
東日本大震災復興特別区域法に定める復興整備計画に位置づけられた復興整備事業(同法第 72 条第 1 項で規定する特定復興整備事業を除く。)のうち

- ア 被災者の災害復旧・移転に係る土地区画整理事業
- イ 被災者の移転に係る防災集団移転促進事業として実施される住宅団地の造成の事業
- ウ 被災した鉄道の建設及び改良の事業
- エ ア及びイを一体的に実施する場合の複合事業

## 対象事業となるための措置

復興整備計画を策定する「被災関連市町村長等」が、復興整備計画公表後速やかに、復興整備計画に位置づけられた事業であること及び実施計画書などその事業内容がわかる書面の届出を行うこと。

## (2) 対象事業のイメージ



## (3) 復興整備事業に関して想定される環境影響評価手続の適用イメージ

事業種類	事業箇所	事業規模	法	条例
鉄道事業	既存ルートでの災害復旧	すべて	適用除外	適用除外
	ルート移設	7.5km以上	復興特区法による簡略化アセス	
		2km以上7.5km未満		今回の適用除外
土地区画整理事業	既存被災市街地内	すべて	適用除外	適用除外
	新たな土地の開発	75ha以上	復興特区法による簡略化アセス	
		50ha以上75ha未満(一部地域)		今回の適用除外
住宅団地の造成の事業 (土地区画整理事業以外)	既存被災市街地内	すべて		適用除外
	新たな土地の開発	75ha以上(一部地域は50ha)		今回の適用除外

## 【 参 考 】

## (1) 国の対応

東日本大震災復興特別区域法(復興特区法)に基づく復興整備計画に位置づけられた復興整備事業のうち、環境影響評価法の対象事業となる一定の事業<sup>2)</sup>について、環境影響評価法の適用を除外し、復興特区法による環境影響評価手続の特例を適用することとした(平成 23 年 12 月 26 日施行)。

<sup>2)</sup>被災住民の生活再建に不可欠な事業で、復興整備計画に位置づけられる一定規模以上の土地区画整理事業、鉄道事業及び軌道事業が対象となる。

## (2) 現行環境影響評価条例施行規則で適用除外となっている事業

災害対策基本法第 87 条の規定による災害復旧の事業

災害対策基本法第 88 条第 2 項に規定する事業(災害復旧事業と併せて行われることを要する再度災害防止事業)

建築基準法第 84 条の規定が適用される場合における同条第 1 項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業(市街地に災害のあった場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のために必要な事業)

被災市街地復興特別措置法第 5 条第 1 項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第 3 号に規定する事業(当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する施設の整備に関して実施の必要がある事業)